

改正

平成12年3月31日規則第159号
平成13年3月30日規則第47号
平成13年6月22日規則第100号
平成13年8月21日規則第113号
平成14年3月29日規則第22号
平成15年6月25日規則第81号
平成16年3月12日規則第12号
平成17年3月31日規則第24号
平成18年3月31日規則第75号
平成19年3月30日規則第43号
平成20年11月28日規則第84号
平成21年3月13日規則第5号
平成22年3月31日規則第19号
平成24年6月1日規則第39号
平成25年5月31日規則第58号
平成26年3月11日規則第5号
平成29年3月31日規則第30号
平成30年3月28日規則第10号
令和元年6月28日規則第6号
令和5年3月24日規則第11号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則をここに公布する。

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成6年岩手県規則第193号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が保有する行政文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書に記載することができる事項）

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書には、同項に規定する開示請求に係る行政文書について、次に掲げる事項を記載することができる。

（1）求める開示の実施の方法

（2）岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する行政情報センター、行政情報サブセンター及び行政情報サブセンター地域窓口並びに行政情報コーナー（以下「行政情報センター等」という。）における開示（写し等を送付する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあつては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実施を希望する日

（3）写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

（開示の実施に関し開示請求者に通知する事項）

第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時
- (2) 開示を実施する場所
- (3) 手数料の額及び行政文書の写し等の送付に要する費用に相当する額
- (4) 開示の実施の方法等の申出に係る事項
(第三者に通知する事項)

第4条 条例第15条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出先
- (2) 意見書の提出期限
(開示の実施の方法)

第5条 行政文書の開示の実施は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政文書に限り行うものとする。

- (1) 文書又は図画の閲覧 行政情報センター等において閲覧することができる行政文書
- (2) 文書又は図画の写しの交付 知事が保有する乾式の複写機その他の機器を用いて写しを作成することができる行政文書
- (3) 電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は複製物の交付 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター等内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの
- (4) 電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、知事が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの
(開示を受ける者が申出をする事項)

第6条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 開示を求める部分
- (3) 行政情報センター等における開示の実施を求める場合にあつては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実施を希望する日
- (4) 写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第6条第1項に規定する開示請求書にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、条例第16条第2項の規定による申出とみなす。

(送付に要する費用の納付)

第7条 写し等を送付する方法により行政文書の開示を受ける者は、条例第22条第3項の規定により手数料を納付する際に、当該行政文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

(実施状況の公表の方法)

第8条 条例第24条の規定による実施状況の概要の公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

(必要な措置を講ずる出資法人)

第9条 条例第26条第2項の実施機関が定める出資法人は、次に掲げる法人とする。

出資している法人

- (1) 岩手県信用保証協会
- (2) 岩手県農業信用基金協会

(3) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

(4) 前3号に掲げるもののほか、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第159号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第47号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月22日規則第100号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年8月21日規則第113号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第22号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月25日規則第81号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月12日規則第12号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第24号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第75号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第43号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日規則第84号)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

3 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成21年3月13日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第19号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年5月31日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月11日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の知事が保有する行政文書の開示等に関する規則別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（知事が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第30号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第6号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第11号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。